

奈良労働局は、令和元年7月5日・10日に「働き方改革関連法」説明会を開催しました。

今年4月から施行された「労働基準法、労働時間等設定改善法、労働安全衛生法」等、来年4月から施行される「パートタイム・有期雇用労働法」、「改正労働者派遣法」等について、各担当から法の改正内容、今後必要な取組み等を説明しました。

また、経営戦略としての働き方改革への取組みについて、青木労働基準部長から講演を行いました。

参加者数は、7月5日は99名、7月10日は80名でした。



#### ○説明会内容

- |                                    |                                    |
|------------------------------------|------------------------------------|
| 1 「労働時間法制の見直しについて」                 | 雇用環境・均等室                           |
| 2 「働き方改革推進支援センターの紹介」               | 奈良働き方改革推進支援センター                    |
| 3 「パートタイム・有期雇用労働法について」             | 雇用環境・均等室                           |
| 4 「改正労働者派遣法について」                   | 職業安定部需給調整事業室                       |
| 5 講演 経営戦略としての「働き方改革」「ワーク・ライフ・バランス」 |                                    |
|                                    | (株)ワーク・ライフバランス認定ワーク・ライフバランスコンサルタント |
|                                    | 労働基準部長 青木 利彦                       |

○働き方改革関連法の関係資料、無料相談窓口(働き方改革推進支援センター)、助成金についてはこちら [「奈良労働局 働き方改革の実現に向けて」](#)